

が、現在は、進学が大部分である。

(b) 職業リセ

就職希望者を対象に、就業資格の取得準備のため、修業年限2～4年で、2年制、3年制、4年制(通算4年)の各課程があり、このうち2年制の課程が最も生徒数が多い。2年制の課程では、職業適任証(CAP)と職業教育証(BEP)の2種類の職業資格取得に向けての教育を行っている。

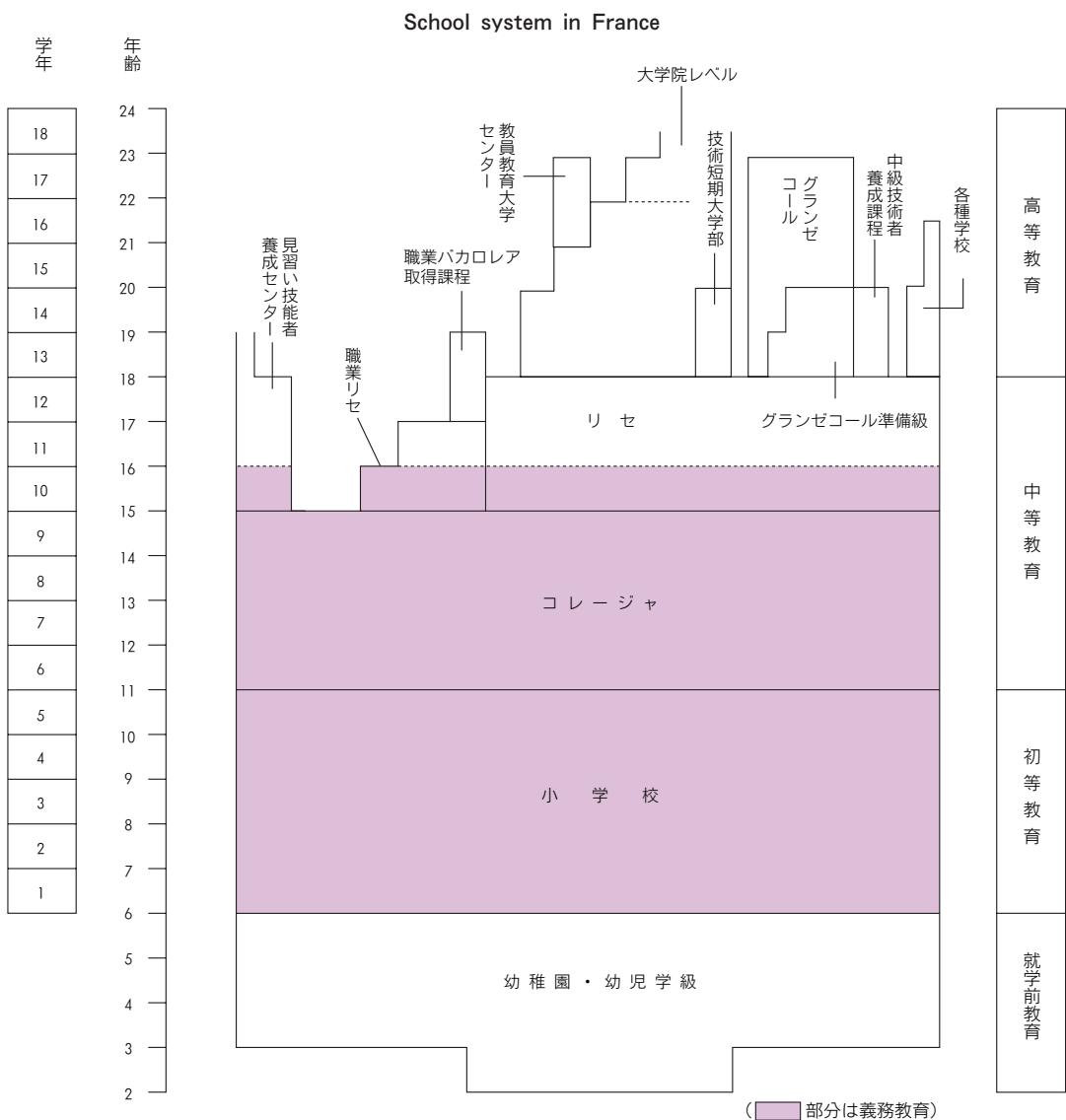
3年制の課程は職業資格取得準備コースであり、コレージュの第2学年修了者を対象に、CAPの取得準備のための教育を行っている(この課程を選択する生徒は

コレージュ教育を途中で終えることとなる。)。1980年代半ばまで、この3年制の課程の生徒が職業リセの生徒全体に占める割合は5割に達していたが、以降急減し、1992年現在その割合は1割になっている。

4年制の課程は、職業バカロレア取得課程であり、CAPとBEPよりも上位の資格である職業バカロレアの取得準備のための教育を行っている。この課程自体は2年制であるが、最初の2年制の課程でCAP又はBEPを取得した後に進むために、就業年限は通算で4年となる。

1980年代半ばまで、職業バカラアがなく、高等教育に進むためには、リセに編入し、バカラアを取得し

### 〈図1-13〉 フランスの学校系統図



ていたため、職業リセ修了後の進路はほぼ就職に限定されていた。しかし、1980年代末以降、職業バカロレアを設け、進路選択の幅が拡大し、上級課程・高等教育進学も可能となった。

2003年現在、職業リセの生徒数は70.7万人おり、同年のBEP・CAPコースに通っている者は51.2万人、職業バカロレアコースに通っている者は17.8万人である。また、2003年の職業バカロレア取得者は8.7万人である。

#### e 高等教育

高等教育は、国立大学(学部レベル3~4年制、2年制の技術短期大学部等を付置している)、私立大学(学位授与権がない。年限も多様)、3~5年制の各種グランゼコール(高等専門大学校)、リセ付設のグランゼコール準備級及び中級技術者養成課程(いずれも標準2年)等で行われる。これらの高等教育機関に入学するためには、原則として「バカロレア」(中等教育修了と高等教育入学資格を併せて認定する国家資格)取得試験に合格し、同資格を取得しなければならない。グランゼコールの入学に当たっては、バカロレアを取得後、通常、グランゼコール準備級を経て各学校の入学者選抜試験に合格しなければならない(バカロレア取得後に、準備級を経ずに直接入学できる学校も一部にある)。なお、教員養成機関として、主として大学3年修了後に進む教員教育大学センター(2年制)がある。

## (2) 資格制度

### a 教育と資格制度

フランスは、資格制度が高度に発達した国の人一つであり、特にそれぞれの教育訓練を通して得られる資格に応じて、就業可能な職業の範囲が明瞭に区分されている。水準分けはその教育年限にほぼ対応したものとなっている。つまり、さまざまな職業資格が、学校段階の特定の教育段階と対応して定着する傾向があり、それが「水準」という概念を生み出している。その意味では、フランスは「資格社会」であると同時に、「学歴社会」であるということになる。

### b 職業資格と認定職業資格

国民教育省は、初等教育から高等教育までの各学校段階の修了証や学位をはじめ、中等教育や高等教育段階にある各種職業資格について、授与条件や取得のための準備教育の内容等を法令で定めている。

職業資格の新設・改編、職業資格取得の準備教育の内容に関する決定にあたっては、「社会的パートナー」(経営者団体、労働組合等)からの意見聴取が必要とされている。職業教育・訓練の内容を決定する権限を持つ各省庁は、職業諮問委員会(CPC、Commissions Professionnelles constructives)を独自に設置し、それぞれの意見聴取を行っている。国民教育省における職業諮問委員会は、中等教育段階と短期高等教育段階の職業資格を管轄している。

(a) 職業適任証(CAP, le certificat d'aptitudes professionnelles)

(b) 職業教育証(BEP, le brevet d'études professionnelles)

(a) CAPと(b) BEPはともに、後期中等教育2年修了レベル(主として職業リセ)で取得できる最も基本的な職業資格である。通常、2年制高校である職業リセで取得教育を受けるが、養成訓練でも同様の教育を受けることができる。2003年現在、CAPが約250種類、BEPが約50種類ある。

(c) 補充資格(MC, la Mention complémentaire)

CAPとBEP等の一部の職種については、通常の資格のほかに、当該職種の特定領域の知識・技能を認定する特別の資格が設けられており、これを補充資格という。補充資格を得るためにには、CAPとBEPを取得した後、さらに1年間の準備教育を経て試験に合格しなければならない。

(d) 技術バカロレア(le baccalaureat technologique)

リセの技術教育課程での3年間の課程を終えた後、バカロレア取得試験に合格することにより取得できる。これは、後期中等教育修了と高等教育入学資格を併せて認定する国家資格である。

(e) 職業バカロレア(*le baccalaureat professionnel*)

1985年に創設された比較的新しい資格。これを取得するためには、CAPとBEPを取得した後に、職業リセの職業バカロレア準備課程(2年制)を経て、試験に合格することが必要である。これを取得すれば、就職に有利であるだけでなく、高等教育への進学も可能になる。1980年代前半まではテクニシャン・バカロレアという名称であり、職業資格としての性格を併せ持っていた。また、これを取得後就職する者も少なくなかったが、1980年代半ば以降高等教育に進学する者が増加し、2002年には、取得者の44.4%が進学して、職業資格としての性格はやや後退している。

(f) 職業免状(*le brevet professionnel*)

熟練労働者資格の一種で、就業中の労働者の昇進を促すための資格である。就業中の労働者を対象とする継続教育や養成訓練でのみ取得可能で、学校在籍者は取得試験を受けられない。受験には、職務経験が必要とされる(経験の期間は免状の種類により異なる。)。

(g) 上級テクニシャン免状(BTS, *le brevet de technicien supérieur*)

リセに付設されている上級テクニシャン養成課程(STS)での2年間(一部3年制のコースもある)の準備教育後、試験を経て取得する。同課程の入学に当たっては書類選考等の選抜が実施される。在学者の多くは、技術バカロレア取得者であるが、職業バカロレア取得者も含まれる。

なお、大学の付属機関である技術短期大学部(IUT)でも上級テクニシャンと類似の課程を持つが、その修了証(DUT)は職業諮問委員会の管轄外になっている。

## c 公的職業資格以外の資格－職業能力認定証

1980年前半までは、職業資格の創設や改編等に関する権限は国が独占的に握っていた。しかし、1980年半ばに、公的資格以外業種単位で独自の資格を創設することが法律により認められた。業種独自の資格である職業能力認定証(CQP, *Certification de qualification professionnelle*)が誕生した。各業種ごとに、職業教育訓練政策の策定や実施に関して、労使協議を行う機関

として、全国労使共同雇用委員会(CPNE)が設置されている。同委員会の監督下の審査委員会が実施する試験に合格した者に、認定証が授与される。

## (a) 手工業会議所管轄の職業資格

ア マスター免状(*Le brevet de maitrise*)

CAP・BEP取得後2年の教育と3年の実務経験が必要。継続教育により取得する。

イ 手工業職技術免状(*Le brevet technique des meitier*)

CAP・BEP取得後2年の教育が必要。養成訓練や継続教育により取得する。

〈表1-55〉 フランスにおける資格の水準と種類

資格水準の分類	訓練・資格の水準表及び定義
第1・第2水準	技術学士号または技術学校と同等か、またはそれ以上の水準の訓練を通常必要とする職業の従事者 該当する教育免状：大学の第2期(学士、修士)・第3期(博士)の免状(バカロレア取得後3年以上)、グランゼコールの免状
第3水準	上級テクニシャン免状・技術短期大学部の免状・高等教育第1期修了の水準の訓練を通常必要とする職業の従事者 該当する教育免状：バカロレア取得後2年の課程修了証(大学第1期課程の免状(バカロレア取得後、2年間高等教育を修め、所定の免状等を有している者)、技術短期大学免状(DUT)、上級テクニシャン免状(BTS)、リセ付設中級技術者養成課程の免状など)
第4水準	普通バカロレア・技術バカロレア・職業バカロレア・職業免状と同等の水準の資格を必要とする職業の従事者 該当する教育免状：リセの最終学年・職業リセの職業バカロレア取得課程の最終学年終了(バカロレア取得)、バカロレア取得後大学2年課程の中退
第5水準	職業リセの修了(CAP、BEP)、リセ最終学年の中退
準第5水準	最大1年以内の短期の訓練(とりわけ職業教育証明書(BEP)や他の同等の証明書の取得のため)を前提とする職業の従事者、職業リセの中退者、コレージュ第4学年終了者
第6水準	義務教育終了以上の訓練は必要としない職業の従事者、コレージュ第3学年履修、1年間の職業準備教育履修など

## (3) 就職

## a 就職活動と採用方法

教育課程修了後の就職の状況は、教育機関の種類や、同一機関内でも課程や専攻分野別に異なっている。大学生の場合、通常は第2期課程修了後に就職する。公